

## 静岡県公立大学法人内部質保証細則

令和 7 年 12 月 24 日 細則第 79 号

### (趣旨)

第 1 条 この細則は、静岡県公立大学法人内部質保証規程（令和 7 年規程第 218 号）第 8 条に基づき、静岡県立大学及び静岡県立大学短期大学部（以下「本学」という。）における内部質保証について、必要な事項を定めるものとする。

### (実施体制)

第 2 条 本学における内部質保証の実施体制は、別図のとおりとする。

### 附 則

この細則は、令和 7 年 12 月 24 日から施行する。

別図（第2条関係）

